

【資料10】三重県同和保育基本方針

1990年

1 基本的な考え方

すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利について平等である。日本国憲法は、民主主義を基調とし、自由、平等、平和の理念を掲げ、すべての国民の基本的人権を保障している。

しかしながら、戦後の民主主義が必ずしも徹底されなかったため、国民全体の基本的人権が十分に保障されるまでは至っていない。

このことは、現在社会の矛盾と深く重なり合って同和問題に集中的に現れており、同和地区住民は、職業選択の自由、居住及び移転の自由、教育を受ける権利などの市民的権利が完全に保障されておらず、社会的・経済的に低位の状態におかれている現状である。

同和問題の早急な解決は、国及び地方公共団体共通の責務であり、また国民的課題である。また、同和行政の推進は、民主行政実現のための基点となるべきものである。

以上のような観点にたって県は、同和対策審議会答申の主旨を踏まえ、国及び市町村一体となって同和問題解決に向けて諸施策を総合的に推進するものである。

とくに、同和保育は、人権尊重の精神に貫かれた豊かな人間形成の基礎を培うものとして、重要視しなければならない。

2 同和保育の意義

すべての児童は、生まれながらにして人格をもった人間として尊重され、その生活を保障される権利を有している。

しかしながら、同和地区の乳幼児は永年の部落差別により、保障されるべき権利を著しく侵され、本来所有している能力を十分に発揮させることができないでいる。

同和保育は、このような部落差別の実態を正しく受け止め、乳幼児一人ひとりの全面的発達を保障するとともに、すべての人々の基本的人権を守り、差別を見抜き、差別を許さず、差別に立ち向かう資質を養うことを役割としなければならない。このことは、同和地区の有無にかかわらず、すべての地域の共通の問題でもある。したがって、同和保育に対する認識と理解を深めることは、すべての保育所において取り組まなければならない共通の課題である。

3 同和保育の目的・内容

同和保育は、同和問題の完全解決をめざして、乳幼児の全面的な成長、発達を図ることを目的としなければならない。そのためには、差別を見抜き、差別を許さず、差別に立ち向かう資質を乳幼児期から養うことにより、基本的人権尊重の精神とその実践力を身に付けた人間を育成していかななければならない。したがって、同和保育の内容は、科学的、芸術的なものの見方、考え方を身に付けさせると共に、心情の奥深く根ざした仲間への連帯感を養うものでなければならない。そのためには、保育者集団が集団の中で、地域実態や乳幼児を取り巻く家庭環境等を充分把握し、その理解に立って発達段階に即した組織的・系統的な働きかけを行わなければならない。

このことを踏まえて、次の項目を基本的な指標とする。

- 1 健康でしなやかなからだの育成
- 2 規律性と組織性を身に付ける基本的生活習慣の育成

3 差別を見抜き、解放の展望を開きうる知的能力の育成

4 解放の思想を支える豊かな感性の育成

これらの指標に基づき、次のような保育実践を通して同和保育を推進していく。

- (1) 部落差別の実態が、子どもの生活をどうゆがめ、子どもの育つ権利をどう阻害しているのかを明らかにし、解放していく保育を地域と共に進めていかなければならない。
- (2) 厳しい生活環境の中で自分の力を十分発揮できないでいる子どもの生活と環境を保障し、自らがすすんで目の前の課題に取り組み自分のものとしていける子どもを育てる保育が進められなければならない。
さらには子ども・保母たちが生活の中でお互いの立場を考え、理解し助け合っていくことにより、力を合わせていくことの大切さを知り、それを身につけ、なおかつ十分発揮できるような発達を保障する保育がなされなければならない。
- (3) 子どもが生活を通して社会、自然とのかかわりや親の労働を知ることから、労働の楽しさ、厳しさがわかり仲間と共に生活することや労働することの喜び、楽しさを感じさせていける保育をしていかなければならない。
- (4) 子どもは遊びを通して表現力、創造力を培うものであり、遊びは子どもの生活である。自分の知恵と力で遊びをつくり出し遊びきれ子どもを育て、遊びを通して仲間とのかかわりを学習する保育がなされなければならない。

4 同和保育の推進

同和保育の果たす役割の重要性にかんがみ、同和保育をすすめるための体制を確立し、県は市町村及び関係諸団体と協力して同和保育行政を積極的に推進するための諸施策を講ずる。

(1) 保育理論の確立

同和保育は、同和問題の解決をめざす確かな理論に基づいて推進される必要があるため、保育者集団による同和保育の自主的な研究や実践活動の交流を通じて同和保育理論の確立に努める。

(2) 市町村に対する財政援助

同和保育の目的を達成するため、県は市町村が保育条件の整備、保育内容の充実、職員の処遇改善等の事業を積極的に行えるよう財政的援助に努める。

(3) 保育関係職員の研修充実と強化

同和保育の実効をあげるためには、保育関係者が部落差別の現実と体験に学び、同和問題の解決は自らの課題であり、解決に向けての実践者であることを共通認識とした保育者集団、共同保育体制が形成される必要がある。

このことから、保育関係者の研修にあたっては、同和問題に関する深い理解と認識、実践力を持ち得るような研修体制及び内容の充実、強化に努める。

(4) 集団的保育環境の創造

乳幼児の成長・発達を阻害している要因の解決に併せて、乳幼児一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、調和のとれた発達を促し、平和と人権が確立された望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、一貫した集団的保育の環境の創造に努める。

(5) 保育条件の整備・充実

ア 施設・設備の整備・充実

同和保育の果たす役割を認識し、保育効果をあげるため地域の実態に即した施設・設備の計画と

充実に努める。

イ 人的条件の充実

同和保育の意義と目的を踏まえ、地域・家庭・保育所との連帯をはかるため、保育士等の量的・質的向上に努めるとともに、市町村への指導・援助に努める。

(6) 地域・家庭及び関係団体との連携

地域の実態に即して、きめこまかな同和保育が推進される必要がある。

このことから、同和保育を進めるにあたっては、保護者集団と保育所保育者集団の密接な連携はもとより、就学前の発達保障を担う重要性から、学校・社会教育集団との連携、さらには同和保育と地域での自主的活動、解放運動とのつながりを持ち、連携を図ることに努める。

(註) 昭和 55 年 11 月 15 日付の三重県同和保育指針については、廃止します。